

広島県告示第681号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成27年11月30日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都品川区大崎一丁目11番1号 三井金属鉱業株式会社 代表取締役社長 仙田 貞雄
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県竹原市塩町一丁目5番1号 三井金属鉱業株式会社 竹原製煉所

2 申請の内容

62 ロ 非鉄金属製造業の用に供する電解施設2基を設置する。また、62 ロ 非鉄金属製造業の用に供する電解施設1基の使用の方法を変更する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1) 新設

種	類	62 ロ 非鉄金属製造業の用に供する電解施設（銅粉小型試験電解槽，同型2基）
能	力	銅粉 2kg/日
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに
	工事完成予定年月日	工事後直ちに
	使用開始予定年月日	完成後直ちに

使用 方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		毎日 8時間 (なし)		
	項 目		通 常	最 大	
	排出 される 汚水 等 の 状 態	水素イオン濃度 (水素指数)		1	1
		化学的酸素要求量	(単位: mg/L)	10	15
		浮遊物質		<1	<1
		窒素含有量		50	55
		リン含有量		0.1	1
		銅含有量		5,000	10,000
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		0.1	0.2	
	汚水等の排出先		総合廃水処理場		

(その2) 変更

		変更前		変更後	
種 類		62 ロ 非鉄金属製造業の用に供する電解施設 (銅粉電解槽)			
工期等	工事着手予定年月日	既設		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日			工事後直ちに	
	使用開始予定年月日			完成後直ちに	
使用 の 方 法	項 目	通 常	最 大	通 常	最 大
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)	3.7	5.0	3.6	4.8

(2) 汚水等の処理の方法

変更なし

(3) 排出水の汚染状態及び量

変更なし

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成27年11月30日から平成27年12月21日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び広島県西部東厚生環境事務所環境管理課並びに竹原市市民生活部まちづくり推進課